

(第一部分)

第八十四回
參議院內閣委員會會議錄

卷之三

昭和五十三年三月二日(木曜日)

委員の異動
十二月二十一日

十二月二十二日 辞任 増岡 康治君 加藤 武徳 捕欠選任

大塚 久保 喬君 亘君 片岡 樹田 秀三 勝治

原 文兵
補欠選任
正明君
藤田 辞任

一月二十八日 辞任 補欠選任

一月三十日 井上 藤井 計君 恒里

三二一
藤井 恒男君 辞任
井上 補欠選任

三月
丁巳
辭任
竹內
繫君
補欠選任
浅野
立

堀江 正夫君
亀長 友義

補欠選任　竹内　辻　浅野　拠君　辞任

出席者は左のとおり。

委員長事理塚田十一郎

原木文兵衛
片岡勝治

計課長	境廳長官官房	政管理官	政管理官	政務審議官	總務審理大臣官	會計課長官	關總理大臣官	務務務務務務	理府總務長官	行政管理廳長官	大務務務務務	正夫君	源田	岡田	井上
高橋	石渡	金子	佐倉	辻	藤川	大濱	忠志君	京須	稻村佐野四郎君	山田	久就君	秦	森田	堀江	廣君
盛雄君	鷹雄君	太郎君	尚君	敬一君	一秋君			実君				寛子君	竹内	林	源田
譲官	境廳長官官房	政管理官	政管理官	政務審議官	總務審理大臣官	會計課長官	關總理大臣官	務務務務務務	理府總務長官	行政管理廳長官	大務務務務務	正夫君	源田	岡田	井上
計課長	境廳長官官房	政管理官	政管理官	政務審議官	總務審理大臣官	會計課長官	關總理大臣官	務務務務務務	理府總務長官	行政管理廳長官	大務務務務務	正夫君	源田	岡田	井上

<p>○環境庁企画調整局長 局長 信澤 清君</p> <p>○環境保全部長 山本 宜正君</p> <p>○環境自然保護局長 出原 孝夫君</p> <p>○環境大気保全局長 橋本 道夫君</p> <p>○環境水質保全局長 二瓶 博君</p>
<p>事務局側</p>
<p>常任委員会専門員 首藤 俊彦君</p>
<p>本日の会議に付した案件</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○理事の辞任及び補欠選任の件 ○環境庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査 ○昭和五十三年度における行政機構及び定員改正並びに行政運営の改善に対する行政管理庁の基本方針に関する件(昭和五十三年度總理府本府予算に関する件)
<p>○委員長(塙田十一郎君)　ただいまから内閣委員会を開会いたします。</p>
<p>野田哲君から、文書をもつて、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。</p>
<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>○委員長(塙田十一郎君)　御異議ないと認め、さう決定いたしました。</p>
<p>この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。ただいまの野田理事の辞任及び委員の異動に伴い、現在理事が三名欠員となっております。</p>

理事会の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(塙田十一郎君) 御異議ないと認めます。されでは、理事に原文兵衛君、片岡勝治君及び井上計君を指名いたします。

○委員長(塙田十一郎君) 御異議ないと認めました環境庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

○國務大臣(山田久就君) ただいま議題となりました環境庁設置法の一部を改正する法律案について、その対策については、国といたしましても認定業務を促進し患者の救済の円滑化を図ることなどの各般の施策を積極的に講ずるべく最大限の努力を行ってきたところであり、今後ともなお一層の推進を図つてまいる所存であります。

しかしながら、水俣病については、いまだその治療方法が確立されていないことなど未解明の分野が多く残されている現状にあります。

このような現状にかんがみ、国において水俣病に関する医学的調査及び研究を総合的積極的に実施することが必要であると考え、今回、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の内容は、環境庁に付属機関として国立水俣病研究センターを設置し、これに水俣病に関する医学的調査及び研究を所掌させることとするものであります。

この法律案の提案の理由及び内容は以上のとおりであります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長塚田十一郎君 以上で説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

○委員長塚田十一郎君 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。

昭和五十三年度における行政機構及び定員改正並びに行政運営の改善に関する行政管理庁の基本方針について、行政管理庁長官から説明を聴取いたしました。荒松行政管理庁長官。

○國務大臣(荒松清十郎君) 第八十四回国会における内閣委員会の御審議に先立ちまして、行政組織及び行政運営の改善に関する諸問題につきまして、御説明を申し上げます。

現在、わが国を取り巻く内外の諸情勢はまことに厳しいものがあります。国際的には、貿易問題、通貨問題など経済関係の調整が大きな問題となつております。

一方、国内におきましても、厳しい財政事情のもとにおいて、当面する不況と雇用不安を克服しつつ、充実した国民生活の実現を図らねばならないといふべきわめて困難な課題に直面しております。

このような情勢のもとにおきましては、行政は、その簡素合理化と運営の効率化を図り、あらゆる事態に機動的、弾力的に対処し、国民の信頼に十分こたえていくことが從来にも増して要請されております。

以上の観点から、行政管理庁の業務運営について申しあげますと、第一に、行政改革につきましては、行政の合理化、効率化を図ることが当面の急務であることにかんがみ、政府としては、機関及び運営の全般にわたる改革を推進していく方針であります。

すでに昨年末の閣議決定において定められた改革の具体的措置方針に基づき、中央、地方の行政機構の整理再編成、国家公務員の適正な定員管理及び定年制の導入、特殊法人の整理合理化、行政事務の簡素合理化等を初め、広範な改革課題について、その着実な実施に努めているところであります。

このため、今国会におきましては、農林水産行政機構の再編成並びに行政管理庁地方行政監察局及び農林省營林局等の整理再編成につきまして、それぞれ関係設置法改正法案の御審議を仰ぐこといたしております。また、審議会等の整理統合等のための法律案を提出いたしておりますほか、許認可等の整理合理化、特殊法人の整理等につきましても、関係法律案の御審議を仰ぐ予定であります。

なお、その他の事項につきましては、各省庁の課等の整理、地方支分部局のうち支所・出張所等の整理、国家公務員の定員削減、補助金等の整理合理化等につきまして、昭和五十三年度予算案等において所要の措置を講ずることとしているところであります。今後とも、閣議決定の方針に基づきまして、行政改革の着実な推進を図つてまいります。

○委員長(塚田十一郎君) 速記をちょっととめさせてください。

〔速記中止〕

○委員長(塚田十一郎君) 速記を始めてください。

○委員長(塚田十一郎君) 速記をちょっととめさせてください。

第二に、昭和五十三年度の行政機構及び定員の審査についてではあります。既定の計画により定員削減を行つとともに、新規行政人につきましては、部局の増設及び特殊法人の新設は、すべてこれを認めないことといたしました。

また、国家公務員の定員につきましては、既定の計画により定員削減を行つとともに、新規行政人につきましては、部局の増設及び特殊法人の新設は、すべてこれを認めないことといたしました。

この見直しを進めてまいる所存であります。

第三に、行政監察につきましては、国民福祉の向上に資するため、国民生活に密接に関連する行政政策の改善を図るとともに、現下の厳しい財政

事情にかんがみ、国、地方を通ずる行政の簡素化等に重点を置いて監察、調査を実施してまいりたいと考えております。

また、各地域において発生している行政上の問題や行政相談事業につきましては、当庁の全国組織を十分に活用して、国民の立場に立つて積極的にその改善、解決に努めてまいる所存であります。

以上所管行政の業務運営につき基本方針を申し述べましたが、今後におきましても、行政組織及び行政運営の改善につきましては、行政監理委員会の意見等を尊重し、また、民意の反映にも留意して、これを強力に推進し、国民の信頼にこたえ得る行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいります。

委員各位におかれましても、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。

委員各位におかれましても、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。

以上でございます。

○委員長(塚田十一郎君) 速記をちょっととめさせてください。

それは、続いて昭和五十三年度総理府本府予算について、総理府総務長官から説明を聴取いたします。稻村総理府総務長官。

○國務大臣(稻村佐近四郎君) 昭和五十三年度総理府本府歳出予算要求額の説明。

昭和五十三年度総理府本府の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

今後とも、行政機構等の審査に当たりましては、膨張抑制の方針を堅持つつ、新しい時代に即してその見直しを進めてまいる所存であります。

第三に、行政監察につきましては、国民福祉の向上に資するため、国民生活に密接に関連する行政政策の改善を図るとともに、現下の厳しい財政

事情にかんがみ、国、地方を通ずる行政の簡素化等に重点を置いて監察、調査を実施してまいりたいと考えております。

また、各地域において発生している行政上の問題や行政相談事業につきましては、当庁の全国組織を十分に活用して、国民の立場に立つて積極的にその改善、解決に努めてまいる所存であります。

以上所管行政の業務運営につき基本方針を申し述べましたが、今後におきましても、行政組織及び行政運営の改善につきましては、行政監理委員会の意見等を尊重し、また、民意の反映にも留意して、これを強力に推進し、国民の信頼にこたえ得る行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいります。

委員各位におかれましても、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。

委員各位におかれましても、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。

以上でございます。

○委員長(塚田十一郎君) 速記をちょっととめさせてください。

交通安全対策に必要な経費四億五千五百十七万六千円、広報及び世論調査に必要な経費百十一億五千二百五十八万三千円、豪震品製造に必要な経費四億六千三百九十九万二千円、恩給の支給に必要な経費一兆二千八十九億三千二百七十万一千円、統計調査に必要な経費八十億六千九百十八万四千円、青少年対策本部に必要な経費一二億七十一万九千円、北方対策本部に必要な経費三億九千七百五十八万五千円、日本学術会議に必要な経費六億四千九百九十万五千円等であります。

次に、その概要を御説明いたします。

交通安全対策に必要な経費は、交通安全基本計画の実施その他交通安全対策の効果的な推進を図るための経費であります。前年度に比較して八千二百四十八万四千円の増額となっております。

広報及び世論調査に必要な経費は、広報、世論調査の実施等に必要な経費であります。前年度に比較して十一億八千八百三万四千円の増額となつております。

褒賞品製造に必要な経費は、叙勲及び褒章の授与に必要な経費であります。前年度に比較して二千六百九十六万六千円の増額となつております。

恩給の支給に必要な経費は、恩給法等に基づいて、文官、旧軍人、その遺族等に対し恩給を支給し、また国会議員互助年金法に基づいて、退職した国会議員及びその遺族に對して互助年金等を支給するための経費であります。昭和五十三年度においては、恩給年額の改定等の恩給改善措置を講じることとしており、前年度に比較して千五百十七億三千六百八十八万一千円の増額となつております。

統計調査に必要な経費は、住宅統計調査、事業所統計調査及び各種経常統計調査に必要な経費であります。前年度に比較して四十六億六千四百二万円の増額となつております。

青少年対策本部に必要な経費は、青少年問題の研究調査、青少年非行防止活動、少年補導センターの運営費補助、青少年健全育成推進事業、青年の

国際交流、青少年指導者の養成等事業及び国民健康体力増強等のための経費でありまして、前年度に比較して一億八千三百五十一万五千円の増額となつております。

北方対策本部に必要な経費は、同本部的一般事務処理費及び北方領土問題対策協会に対する補助に必要な経費でありまして、前年度に比較して四千八百十萬九千円の増額となつております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務の推進等に必要な経費でありまして、昭和五十二年度において実施の第十一期会員選舉に要した経費等が減額となつておりますので、前年度に比較して五千四百二十八万六千円の減額となつております。

以上をもちまして、昭和五十三年度總理府本府の歳出予算要求額の説明を終わります。

○委員長(塚田十一郎君) 以上で、基本方針並びに予算関係の説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十八分散会

一月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

(第六号)

一、教員に対する主任手当反対に関する請願

(第一〇四号)

一、同和対策事業特別措置法の期限の延長等に

関する請願(第一〇六号)

一、元号法制化促進に関する請願(第二一五号)

(第二五四号)

一、同和対策事業特別措置法の期限の延長等に

関する請願(第二一〇六号)

一、元号法制化促進に関する請願(第三二二号)

一、行政改革の推進に関する請願(第三六〇号)

第六号

第一部 内閣委員会会議録第二号 昭和五十三年二月二日 受理

教員に対する主任手当反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市柏木一ノ二ノ四五

紹介議員 下田 京子君

沢博外五百名

宮城県高等学校教職員組合内 相

教員に対する主任手当の支給を行わないことを要求する。

理由

今の教育は、「教育荒廃」という言葉で言われているように、非行や自殺の増加、基礎学力の低下など、まさに危機的状況にあるといえる。このようないままで、生徒たちが生き生きと学び、伸び伸びと育つ学校をつくりだすには、一人ひとりの教職員が力を合わせ、創意をこらし、地域や父母の願いにこたえる教育を行うことが求められている。そのようななとき、学校に校長、教頭、主任、一般教職員の上下関係をもちこみ、教職員の協力関係を壊すことは、教育の荒廃を救うどころか、ますますそれに拍車をかけることになる。

第一〇四号 昭和五十二年十二月二十一日受理

元号法制化促進に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三

紹介議員 郡 祐一君

八茨城県議会議長 田口正巳

元号法制化促進に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本

紹介議員 三善 信二君

県議会議長 増田英夫

元号法制化促進に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本

紹介議員 三善 信二君

県議会議長 増田英夫

元号法制化促進に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二

紹介議員 木村 陸男君

愛媛県議会議長 赤松泰

二月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、元号法制化促進に関する請願(第六二二号)

元号法制化促進に関する請願(第三二二号)

第一〇六号 昭和五十二年十二月二十一日受理

同和対策事業特別措置法の期限の延長等に関する請願

第一〇六号 昭和五十二年十二月二十一日受理

同和対策事業特別措置法の期限の延長等に関する請願

第一〇六号 昭和五十三年一月九日受理

同和対策事業特別措置法の期限の延長等に関する請願

「一、〇九八、五〇〇円」を「一、一七六、七〇〇円」に、「一、〇六五、六〇〇円」を「一、一四〇、五〇〇円」に、「九三六、五〇　円」を「一、〇〇三、四〇〇円」に、「八二九、五〇〇円」を「八八八、九〇〇円」に、「八〇〇、一〇〇円」を「八五七、四〇〇円」に、「七七九、三〇〇円」を「八三五、二〇〇円」に、「七六〇、九〇〇円」を「八一五、五〇〇円」に、「七四一、七〇〇円」を「八九六、〇〇〇円」に、「六九六、〇〇〇円」を「八〇四、〇〇〇円」に改める。
--

別表第五号表中「三、〇一〇、三〇〇円」を「三、二三三、〇〇〇円」に、「一、七八五、四〇〇円」を「二、九八一、七〇〇円」に、「二、六六七、一〇〇円」を「二、八五五、二〇〇円」に、「二、五七三、六〇〇円」を「二、七五五、一〇〇円」に、「一、八〇五、七〇〇円」を「一、九三三、四〇〇円」に、「一、五四八、二〇〇円」を「一、六五七、九〇〇円」に、「一、四六八、八〇〇円」を「一、五七一、九〇〇円」に、「一、一二一、一〇〇円」を「一、二九七、二〇〇円」に、「一、一三〇、四〇〇円」を「一、二一〇、八〇〇円」に、「一、〇六五、六〇〇円」を「一、一四一、五〇〇円」に、「一、〇〇〇、三〇〇円」を「一、〇〇三、四〇〇円」に、「九三六、五〇〇円」を「一、〇〇三、四〇〇円」に、「九〇七、五〇〇円」を「九七二、三〇〇円」に、「八五五、〇〇〇円」を「九一六、二〇〇円」に、「七六〇、九〇〇円」を「八一五、五〇〇円」に、「七四一、七〇〇円」を「七九六、〇〇〇円」に、「五二一、〇〇〇円」を「六〇三、〇〇〇円」に、「五二一、〇〇〇円」を「六〇三、〇〇〇円」に改める。

〇〇円に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「准士官」を「大尉」に改める。

附則第十四条第三項中「前項」を「前二項」に、

「五十五歳以上六十歳未満の者にあつては「百五十分の三」と、六十歳以上の者にあつては「百五十分の一・五」を「百五十分の三」に改め、

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項に規定する普通恩給を除き、実在職年数の年数が普通恩給についての所要最短在職年数未満の旧軍人又は旧準軍人で、六十歳以上のものに給する普通恩給及び実在職年の年数が普通恩給についての所要最短在職年数未満の旧軍人又は旧準軍人の遺族で、六十歳以上のものに給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給についての第一項第三号の規定の適用に関しては、同号に定める率は、百五十分の五十とする。

曹長又は上等兵曹
軍曹又は一等兵曹

伍長又は二等兵曹
兵

曹長又は上等兵曹
軍曹又は一等兵曹

附則別表第四から附則別表第七までを次のように改める。

附則別表第四(附則第二十二条関係)

附則別表第五(附則第二十二条関係)

少将	中将	大将	階	級	仮定俸給年額
三、三一、七〇〇円	四、二〇〇、一〇〇円	四、九八七、二〇〇円			
三、三一、七〇〇円	四、二〇〇、一〇〇円	四、九八七、二〇〇円			

附則別表第六(附則第二十二条関係)					
第	四	款	症	年	額
第一	一	款	症	八〇五、〇〇〇円	
第二	二	款	症	六二七、〇〇〇円	
第三	三	款	症	四九三、〇〇〇円	
第四	四	款	症	四三七、〇〇〇円	

三、三一、七〇〇円	三、二三三、〇〇〇円
二、八五五、二〇〇円	二、七五五、一〇〇円
二、七三〇、〇〇〇円	二、六〇一、〇〇〇円
二、二一五、七〇〇円	二、〇四九、五〇〇円
一、七九四、六〇〇円	一、六五七、九〇〇円
一、四一九、三〇〇円	一、二九七、一〇〇円
一、二一〇、八〇〇円	一、一四一、五〇〇円
一、一一四、三〇〇円	一、〇〇三、四〇〇円
九、一六、二〇〇円	八三五、二〇〇円
八五七、四〇〇円	七九六、〇〇〇円
八三五、二〇〇円	七六四、五〇〇円
七六四、五〇〇円	六七一、四〇〇円

附則別表第七(附則第十三條關係)

假定俸給年額	金額
一、七九四、六〇〇円	一、七四九、四〇〇円
一、四一九、三〇〇円	一、三四九、六〇〇円
一、二一〇、八〇〇円	一、一七六、七〇〇円
一、一一四、三〇〇円	一、〇七一、六〇〇円
九一六、二〇〇円	八八八、九〇〇円
八五七、四〇〇円	八三五、二〇〇円
八三五、二〇〇円	八一五、五〇〇円
七六四、五〇〇円	七三三、八〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に
關する法律(昭和三十一年法律第二百七十七号)

第三条第二項ただし書中「五十二万二千円」

を「六十万三千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

2 前項に規定する普通恩給又は扶助料の昭和五十三年五月分までの年額については、なお從前例による。

第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五

十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項及び第二項中「六万円」を「七万一千円」に、「三万六千円」を「四万八千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改め、同項に次のたゞし書を加える。

ただし、扶助料の年額に当該金額を加えた額が次の各号に掲げる扶助料の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合における當該加える額は、当該各号に掲げる額からその者の扶助料の年額を控除した額とする。

一 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料 八十五万一千円
二 恩給法第七十五条第一項第三号又は法律第一百七十七条第三条に規定する扶助料 六十五

万千円

附則第十五条第二項中「十二万円」を「十三万五千円」に、「九万円」を「十万三千三百円」に改め

る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中恩給法第六十五条第六項の改正規定、第二条中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第五百五十五号」という。)附則第十三条第二項及び附則第七条の改正規定、第五条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三条第四項の改正規定、第六条並びに

第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十五条第二項の改正

規定を除く。)昭和五十三年六月一日
二 第二条中法律第百五十五号附則第十四条第一項の改正規定及び同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十五条 昭和五十三年十月一日

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人以下「旧軍人」という。)を除く。)若しくは公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、

その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十三条において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十三年四月一日から同年五月三十日までの間に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、

由の生じた傷病賜金の金額の計算については、昭和五十三年三月三十一日以前に給与事

第四条 昭和五十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、

昭和五十三年四月一日から同年五月三十日までの間に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、

改正後の恩給法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「別表第三号表」とあ

るのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第二号)附則別表第三」とす

る。

第五条 第七項症の増加恩給については、昭和五十三年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項たゞし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用について、別表第四号表中「八〇四〇〇円」とあるのは「七

四六、〇〇〇円」と、別表第五号表中「六〇三、〇〇〇円」とあるのは「五五九、五〇〇円」とす

る。

3 昭和五十三年三月三十一日において現に受けている恩給の年額の計算の基礎となつている俸給年額が六五五、五〇〇円以上七一三、三〇〇円未満の普通恩給又は扶助料で、六十歳以上の者に給するものの同年六月分以降の年額に関する第一項の規定の適用については、同項中「仮定俸給年額」とあるのは「仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額」とする。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の第七項症の増加恩給の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「附別表第四」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第二号)附別表第四」とする。

第六条 傷病年金については、昭和五十三年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の傷病年金の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、

第三条 増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。)次項において同じ。)については、昭和五十三年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二

項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十三年四月分以降、その年額(法律第八十一号附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項の規定の適用については、

同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第二号)附別表第六」とする。

同項中「附別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第二号)附別表第五」とする。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十三年四月分以降、その年額(法律第八十一号附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項の規定の適用については、

同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第二号)附別表第六」とする。

第十一条 法律第五十一号附則第十四条第一項又は

第一項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和五十三年六月分以降、その計算の年額を、それ改正後の法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項に規定する年額に改定する。

第十二条 昭和五十三年四月分及び同年五月分の六十歳以上の者又は六十歳未満の妻で扶養遺族である子を有するものに給する扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第一百二十一号）附則第八条第一項の規定の適用については、同項の(2)の表の下欄中「三六〇、〇〇〇円」とあるのは「三三七、九〇〇円」と、「二七〇、〇〇〇円」とあるのは「二五三、四〇〇円」と、「一八〇、〇〇〇円」とあるのは「一六九、〇〇〇円」とする。

第十三条 傷病者遺族特別年金については、昭和五十三年四月分以後、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項に規定する年額に改定する。

第十四条 遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五一号附則第十五条第二項の規定の適用については、同項中「十二万五千円」とあるのは「十二万八千六百円」と、「十万三千百円」とあるのは「九万六千五百円」とする。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十五条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年四月分以後、その年額を、改正後の法律第一百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第一百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第一百五十五号附則別表第六（准士官以下の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第七）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、

改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 法律第一百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、大尉以下の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年六月分以後、その年額を、改正後の法律第一百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律五百五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

3 昭和五十三年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の法律第一百五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「八十万四千元」とあるのは「七十四万六千円」と、「六十万三千円」とあるのは「五十五万九千五百円」とする。

昭和五十三年十月一日前に死んだ旧軍人又は旧準軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたもの（子については、昭和五十三年十月一日において未成年である者又は不具廐疾で生活資料を得るみちのない者に限る）について準用する。この場合において、同項第一号中「普通恩給」とあるのは「扶助料」と、「基づく退職年金」とあるのは「基づく遺族年金」と、同項第二号中「一時恩給」とあるのは「一時扶助料」と読み替えるものとする。

（法律第一百五十五号附則第十四条の改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（職權改定）

第十七条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出

して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十八条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十三年三月三十一日以前に給与事

由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表第一（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
六二七、二〇〇円	六七一、四〇〇円
六五五、五〇〇円	七〇一、七〇〇円
六八四、六〇〇円	七三一、八〇〇円
七一三、三〇〇円	七六四、五〇〇円
七四二、七〇〇円	七九六、〇〇〇円
七六〇、九〇〇円	八一五、五〇〇円
七七九、三〇〇円	八三五、二〇〇円
八〇〇、一〇〇円	八五七、四〇〇円
八二九、五〇〇円	八八八、九〇〇円
八五五、〇〇〇円	九一六、二〇〇円

八七八、七〇〇円	九四一、五〇〇円	一二二四八、一〇〇円	一二四〇六、八〇〇円
九〇七、五〇〇円	九七一、三〇〇円	一二三〇八、三〇〇円	一二四七一、二〇〇円
九三六、五〇〇円	一〇〇三、四〇〇円	一二四三〇、六〇〇円	一二六〇一、〇〇〇円
九六八、三〇〇円	一〇三七、四〇〇円	一二五五〇、二〇〇円	一二七三〇、〇〇〇円
一、〇〇〇、三〇〇円	一〇七一、六〇〇円	一二五七三、六〇〇円	一二七五五、一〇〇円
一、〇四〇、二〇〇円	一一一四、三〇〇円	一二六六七、二〇〇円	一二八五五、二〇〇円
一、〇六五、六〇〇円	一一四一、五〇〇円	一二七八五、四〇〇円	一二九八一、七〇〇円
一、〇九八、五〇〇円	一二七六、七〇〇円	一二九〇三、三〇〇円	一二一〇七、八〇〇円
一、一三〇、四〇〇円	一二一〇、八〇〇円	一二〇一〇、三〇〇円	一二二九〇、〇〇〇円
一、一九四、一〇〇円	一二九七、二〇〇円	一二〇九三、八〇〇円	一二三九六、一〇〇円
一、二六〇、一〇〇円	一、三四九、六〇〇円	一二三三四、二〇〇円	一二五五八、二〇〇円
一、三三五、二〇〇円	一、四一九、三〇〇円	一二四七七、五〇〇円	一二七三一、二〇〇円
一、三九七、一〇〇円	一、四九六、二〇〇円	一二五五四、七〇〇円	一二八〇四、八〇〇円
一、四三三、八〇〇円	一、五三五、五〇〇円	一二六二七、八〇〇円	一二八八三、〇〇〇円
一、五一八、七〇〇円	一、六二六、三〇〇円	一二八四五、二〇〇円	一二一五、七〇〇円
一、四六八、八〇〇円	一、五七一、九〇〇円	一二七七七、二〇〇円	一二〇四一、九〇〇円
一、五四八、二〇〇円	一、六五七、九〇〇円	一二九一四、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一、六三三、七〇〇円	一、七四九、四〇〇円	一二〇六六、八〇〇円	一二三五二、八〇〇円
一、六七六、〇〇〇円	一、七九四、六〇〇円	一二二三三、一〇〇円	一二五一八、三〇〇円
一、七一〇、四〇〇円	一、八四二、一〇〇円	一二三七九、五〇〇円	一二六七四、七〇〇円
一、八〇五、七〇〇円	一、九三三、四〇〇円	一二〇一五、七〇〇円	一二四五九、二〇〇円
一、八九二、〇〇〇円	一、八四二、一〇〇円	一二〇四九、五〇〇円	一二五九八、七〇〇円
一、九一四、二〇〇円	一、九三三、四〇〇円	一二〇三〇、五〇〇円	一二三五二、八〇〇円
一、九八五、四〇〇円	一、九三三、四〇〇円	一二一五、七〇〇円	一二六九一、〇〇〇円
一、〇八六、四〇〇円	一、九三三、四〇〇円	一二一五、七〇〇円	一二八四七、九〇〇円
一、一八六、四〇〇円	一、九三三、四〇〇円	一二三四〇、七〇〇円	一二九二五、〇〇〇円

一、二四八、一〇〇円	一二四〇六、八〇〇円	一二二四八、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二三〇八、三〇〇円	一二四七一、二〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二四三〇、六〇〇円	一二六〇一、〇〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二五五〇、二〇〇円	一二七三〇、〇〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二五七三、六〇〇円	一二七五五、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二六六七、二〇〇円	一二八五五、二〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二七八五、四〇〇円	一二九〇三、三〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二一〇七、八〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二三九六、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二三三四、二〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二四七七、五〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二五五四、七〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二六二七、八〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二八四五、二〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二七七七、二〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二九一四、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二〇六六、八〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二二三三、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二三七九、五〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二〇一五、七〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二〇四九、五〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二〇三〇、五〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二一五、七〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二八四七、九〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円
一二九〇三、三〇〇円	一二九二五、〇〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円	一二二〇〇、一〇〇円

五、〇〇四、〇〇〇円	五、二九九、二〇〇円
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六二七、一〇〇円未満の場合においては、そなつての年額に一〇七を乗じた額(その額に五十四未満の端数があるときはこれを百円切り上げる)を、恩給年額が五〇四、〇〇〇円を超える場合においては、それを仮定俸給年額とする。	五九七、〇〇〇円
第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	四六三、〇〇〇円
第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	四〇七、〇〇〇円
第一項症の金額にその十分の九・五に相当する金額とする。普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の九・五に相当する金額とする。	七六五、〇〇〇円

附則別表第二(附則第三条関係)

不具廃疾の程度			年
特 別 别 別	項 項 項 項	症 症 症 症	年
第一項症	第一項症	第一項症	二、九三一、〇〇〇円
第二項症	第二項症	第二項症	二、四〇〇、〇〇〇円
第三項症	第三項症	第三項症	一、九二九、〇〇〇円
第四項症	第四項症	第四項症	一、四八一、〇〇〇円
第五項症	第五項症	第五項症	一、一五一、〇〇〇円
第六項症	第六項症	第六項症	八九九、〇〇〇円

附則別表第三(附則第四条関係)

傷病の程度							年
第一款症	第二款症	第三款症	第四款症	第五款症	第六款症	第七款症	年
第一款症	第一款症	第一款症	第一款症	第一款症	第一款症	第一款症	三、一二〇、〇〇〇円
第二款症	第二款症	第二款症	第二款症	第二款症	第二款症	第二款症	二、五八八、〇〇〇円
第三款症	第三款症	第三款症	第三款症	第三款症	第三款症	第三款症	二、二三〇、〇〇〇円
第四款症	第四款症	第四款症	第四款症	第四款症	第四款症	第四款症	一、八二四、〇〇〇円
第五款症	第五款症	第五款症	第五款症	第五款症	第五款症	第五款症	一、四六三、〇〇〇円

附則別表第四(附則第五条関係)

傷病の程度	年
第七項症	額
普通恩給を併給されない者の増加恩給の年額は、八四二、〇〇〇円とする。	七五九、〇〇〇円

附則別表第五(附則第六条関係)

傷病の程度							年
第一款症	第二款症	第三款症	第四款症	第五款症	第六款症	第七款症	年
第一款症	第一款症	第一款症	第一款症	第一款症	第一款症	第一款症	八六三、三〇〇円
第二款症	第二款症	第二款症	第二款症	第二款症	第二款症	第二款症	六七四、三〇〇円
第三款症	第三款症	第三款症	第三款症	第三款症	第三款症	第三款症	五七三、八〇〇円
第四款症	第四款症	第四款症	第四款症	第四款症	第四款症	第四款症	三四七、八〇〇円
第五款症	第五款症	第五款症	第五款症	第五款症	第五款症	第五款症	三〇五、三〇〇円

普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は五六九、三〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特別傷病恩給の年額はこの表の年額の十五分の九・五に相当する金額とする。

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
第一款症	額
一、一一四、三〇〇円	一、〇三七、四〇〇円
九一六、二〇〇円	八五七、四〇〇円

八五七、四〇〇円	八一五、五〇〇円
八三五、二〇〇円	七九六、〇〇〇円
七六四、五〇〇円	七〇一、七〇〇円

審議会等の整理等に関する法律案
審議会等の整理等に関する法律

第一章 総理府関係(第一条—第三十二条)
第二章 大蔵省関係(第三十三条—第三十九

第二章 文部省關係(第四十条—第四十三条) 第四章 厚生省關係(第四十四条—第五十四

第五章 農林水產省關係（第五十五條—第六十
三条）

第七章 運輸省關係(第七十五條)
四條)

第九章 建設省關係(第七十七條—第七十九條)

第十章 自治省關係(第六十條)
附則

(總理府設置法の一部改正)

第十五条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中國土総合開発審

審議会の項、九州地方開発審議会の項、四国地方開発審議会の項、中国地方開発審議会の項、

項、近畿圏整備審議会の項、中部圏開発整備審議会の項、地方事業開発審議会の項、水資源開発審議会の項、豪雪地帯対策審議会の項、特殊土じよう地帶対策審議会の項、離島振興対策審

技術その他の科学技術に關し多數部門
される総合的試験研究に「他の行政機
関のを除く」を要する技術に關す
ること。

前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
審議会に、会長を置き、委員のうちから互選する。

技術その他の科学技術に関し多数部門される総合的試験研究(他の行政機器のものを除く。)を要する技術に関する事項について同じ。」を削る。

発明奨励審議会の項を削る。

(技術士法の一部改正)

第五条 技術士法(昭和三十二年法律第二百二十四号)の一部を次のよう改定する。

第三十一条第一項中「関係行政機関の職員及び」を削り、同条第二項中「(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

(国土庁設置法の一部改正)

第六条 國土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のよう改定する。

第八条を次のよう改める。

(国土審議会)

第八条 國土庁に、附屬機関として、國土審議会を置く。

第八条の次に次の二条を加える。

第九条 國土審議会(以下この条において「審議会」という。)は、第四条第一十一号ロ、ホ、リ、ルからラまで及びオに掲げる法律その他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を行ふほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、國土の開発、整備及び保全に關する総合的基本的な政策について調査審議する。

審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員四十五人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者

二 參議院議員のうちから參議院が指名する者

三 學識経験を有する者

三十人以内 六人 九人

種類	目的
国土利用計画審議会	国土調査法、国土調査促進特別措置法及び国土利用計画法の規定によりその権限に属させられた事項を行うこと。

第十三条第一項中「聞き、かつ、台風常襲地帯
対策審議会の議決を経て」を「聽いて」に改め
る。

(九州地方開発促進法の一部改正)
第十四条 九州地方開発促進法(昭和三十四年法

第十七条 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中國地方開發審議會」を「國土審議會」に改める。

「土審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同条第二項中「豪雪地帯対策審議会」を「国土審議会」に改める。

第三条第一項中「豪雪地帯対策審議会」を「国
土審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

め、「その他審議会の権限に属させられた事項」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「近畿圏整備計画の策定及び実施に関する重要

事項」を「前項に規定する事項」に改め、同項を同条第一項とする。

第三条第一項中「九州地方開発審議会」を「国
土審議会」に改める。
（第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第五条の見出しを「国土審議会」に改め 同
本中「審議会」を「国土審議会」に、「基く」を「基
く」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

四国地方開発促進法の一部改正

第三条第一項中「四國地方開発審議会」を「国
土審議会」に改める。

第四条を次のように改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除
北陸地方開発促進法の一部改正

。第百七十一号)の一部を次のように改正す。

第三条第一項中「北陸地方開発審議会」を「国
土審議会」に改める。

第四条 削除

第六条から第八条までを次のように改める。
第六条から第八条まで削除

第一章を次のよう改める。

第二章 削除
(石油業法の一部改正)

第三条から第十条まで 削除

第十七条 石油業法(昭和三十七年法律第百二十八号)の一部を次のよう改める。

目次中「第三章 石油審議会第十六条—第十九条」を「第三章 削除」に、「第二十条・第二十一条」を「第二十条・第二十二条」に改める。

第十八条 石油業法(昭和三十七年法律第百二十九号)を「第三章 削除」に、「第二十条・第二十一条」に改める。

第十九条 石油業法(昭和三十七年法律第百二十九号)を「第三章 削除」に、「第二十条・第二十一条」に改める。

第十六条から第十九条まで 削除

第十七条の次に次の二条を加える。

(石油審議会への諮問)

第二十条の二 通商産業大臣は、第三条第一項の規定により石油供給計画を定め、同条第四項の規定により石油供給計画を変更し、第四条、第七条第一項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定により処分をし、第十条第二項の規定により石油供給計画を変更し、第十五条第一項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定により販売価格の標準額を定めようとするときは、石油審議会に諮問しなければならない。ただし、石油審議会が軽微なものと認めたときは、この限りでない。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第七十三条 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のよう改正する。

第十四条第一項中「及び専門委員」及び「関係行政機関の職員及び」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「学識経験のある者のうちから任命された」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び中小企業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
(電気事業法の一部改正)

第七十四条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次のよう改正する。

目次中「電気主任技術者資格審査会」を「電気主任技術者資格審査委員等」に改める。

第五十六条第一項中「電気主任技術者資格審査会が行なう」を「通商産業大臣が行う」に改める。

第九十四条から第九十九条までを次のよう改める。

第十九条から第二十九条までを次のよう改める。

第十六条から第二十九条までを次のよう改める。

第十七条から第二十九条までを次のよう改める。

第十八条から第二十九条までを次のよう改める。

第十九条から第二十九条までを次のよう改める。

第十六条から第二十九条までを次のよう改める。

第十七条から第二十九条までを次のよう改める。

ため、運輸審議会に審理官その他の職員を置く。

第二十二条第一項中「左の」を「次の」に改め、第十八条を削り、第十七条の四を第十八号とす。

第三百八十八条の二第四項中「、関係行政機

査会が行なう」を「通商産業大臣が行う」に改める。

第九章 労働省関係

(労働省設置法の一部改正)

第七十六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のよう改正する。

第十三条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中労働基準監督官分限審議会の項を削り、同表中央職業安定審議会の項中「施行」の下に「並びに駐留軍関係離職者対策」を加え、同表中駐留軍関係離職者対策審議会の項を削る。

附則第三項を削る。

第九章 建設省関係

(建設業法の一部改正)

第七十七条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のよう改正する。

第三十五条第二項中「、関係各庁の職員」を削る。

第三十六条後段を削る。

(道路法の一部改正)

第七十八条 道路法(昭和二十七年法律第百八十一号)の一部を次のよう改正する。

第八十条第二項中「並びに関係行政機関」を削り、同項を削る。

第八十一条第一項中「関係行政機関及び地方公共団体の職員のうちから任命される委員を除く他の」を「学識経験を有する者のうちから任命される」に、「但し」を「ただし」に改める。

(河川法の一部改正)

第七十九条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のよう改正する。

第八十二条第二項中「、関係行政機関の職員」を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

第七十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のよう改正する。

第十五条の二を次のよう改める。

第十二条 第二章 関係行政機関の職員及び

第十三条 第二章 関係行政機関の職員及び

第十四条 第二章 関係行政機関の職員及び

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改正する。

第三百八十八条の二第四項中「、関係行政機

関の職員」を削る。

附則

1 (施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中

森林法第七十条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部

務を行なはか、電気主任技術者の事務をつかさどらせるため、通商産業省に電気主任技術者資格審査委員を置く。

三 改正後の社会福祉事業法第八条第一項の規定

都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会

二 改正後の社会福祉事業法第八条第一項の規定

都道府県森林審議会

三 改正後の社会福祉事業法第八条第一項の規定

都道府県森林審議会

二 改正後の社会福祉事業法第八条第一項の規定

都道府県森林審議会

三 改正後の社会福祉事業法第八条第一項の規定

員である者は、当該委員としての任期が満了する日までの間、引き続き私立大学審議会の委員として在任するものとする。

5 この法律の施行前に改正前の森林国営保険法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法又はこれらの法律に基づく命令の規定により、森林保険審査会、農業共済再保險審査会、漁船再保險審査会又は漁業共済保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、改正後の農林水産省設置法若しくは同法に基づく命令又は改正後の森林国営保険法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法の規定により農林漁業保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

6 改正後の通商産業省設置法第三十六条の十二第一項の規定により置かれる石油審議会は、公布の日に新たに設置されるものとする。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第七項中「総務部」を「総務部、北海道管区行政監察局に行政相談部」に改め、同条第九項中「管区行政監察局」の下に「(北海道管区行政監察局を除く。)」を加え、同条第十項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表中函館行政監察局の項、旭川行政監察局の項及び釧路行政監察局の項を削る。

附 則

この法律は、昭和五十三年七月一日から施行する。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に關し承認を求めるの件

行政管理庁設置法第三条の二第八項の規定により北海道管区行政監察局の分室を設置する必要が

あるので、別紙のとおりその設置について、地方

自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

名 称	位 置
北海道管区行政監察局函館分室	函 館 市
北海道管区行政監察局旭川分室	旭 川 市

一段の規定を準用する。

1 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律一部改正)

第一条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のよう改正する。

2 第一条の七第二項中「この項及び第四項、次条第三項及び第七項、第一条の九第二項及び第四項、第一条の十第二項及び第四項並びに第一条の十一第一項から第三項まで、第五項及び第七項」を「第一条の十一の二まで」に改める。

第一条の十一の二の次に次の二条を加える。

(昭和五十三年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十一 第一条の十第一項又は前条第一

3 1 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

2 1 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 万二千円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十六万六千五百円

二 旧法の規定による廢疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまで掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに応じそれれイからハまで掲げる額

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員

用を受ける年金の額の改定について準用する。第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の十の二」を「第二条の十一の二」に改める。第二条の十の二の次に次の二条を加える。

（昭和五十三年度における特別措置法による

公務傷病年金等の額の改定）

第二条の十一 第二条の十第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十三の仮定俸給（同条第三項の規定又は第二条の十第十項若しくは前条第十一項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額（同条第三項の規定又は第二条の十第一項又は前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十四」と読み替えるものとする。

2 第一条の十一第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける者）が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者（殉職年金又は障害遺族年金）と読み替えるものとする。

る。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十五に定める障害の等級に對応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十

二 障害年金 七十四万六千円

三 障害遺族年金 五十五万九千五百円

4 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これら

（扶養遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者に

ついて準用する。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については九万六千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円（そのうち一人までについては、一人につき二万七千六百円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り六万円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項

（扶養親族一人を有する場合にあつては四万八千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては七万二千円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用した場合

の額に第二号に掲げる額を加えた額を、それ

ぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額と

して、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千円（そのう

ち二人までについては、一人につき二万七

千六百円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相

当する金額

三 障害年金 別表第四の十六に定める障害の等級に對応する年金額（障害の等級が一

級又は二級に該当するものにあつては、十

二万円を加えた額）

二 殉職年金 八十万四千円

三 障害遺族年金 六十万三千円

4 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける

権利を有する者のうち殉職年金又は障害

遺族年金を受ける権利を有する者については、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十六に定める障害の等級に對応する年金額（障害の等級が一

級又は二級に該当するものにあつては、十

五万円を加えた額）

二 殉職年金 八十八万二千円

三 障害遺族年金 六十五万五千円

4 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者に

ついて準用する。

5 前条第六項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族を有するものの當該

年金の額に第一号に掲げる額又は第三

項第三号に掲げる額第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合

に適用する。この場合において、同条

第一項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害

遺族年金」と、「同条第一項」とあるのは、「第二

十一第一項」と読み替えるものとする。

の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額と

れた年金の額（同条第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）又は前項

の規定の適用を受けてその額が改定された年

金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないとき

に改定する。

一 扶養遺族一人につき一万二千円（そのう

ち二人までについては、一人につき二万七

千六百円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相

当する金額

三 障害年金 別表第四の十六に定める障害の等級に對応する年金額（障害の等級が一

級又は二級に該当するものにあつては、十

五万円を加えた額）

二 殉職年金 八十八万二千円

三 障害遺族年金 六十五万五千円

4 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者に

ついて準用する。

5 前条第六項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族を有するものの當該

年金の額に第一号に掲げる額又は第三

項第三号に掲げる額第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合

に適用する。この場合において、同条

第一項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害

遺族年金」と、「同条第一項」とあるのは、「第二

十一第一項」と読み替えるものとする。

2 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（同条第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないとき

に改定する。

一 扶養遺族一人につき一万二千円（そのう

ち二人までについては、一人につき二万七

千六百円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相

当する金額

三 障害年金 別表第四の十六に定める障害の等級に對応する年金額（障害の等級が一

級又は二級に該当するものにあつては、十

五万円を加えた額）

二 殉職年金 八十八万二千円

三 障害遺族年金 六十五万五千円

4 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者に

ついて準用する。

5 前条第六項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族を有するものの當該

年金の額に第一号に掲げる額又は第三

項第三号に掲げる額第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合

に適用する。この場合において、同条

第一項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害

遺族年金」と、「同条第一項」とあるのは、「第二

十一第一項」と読み替えるものとする。

条の十一の「第二項第一号」と読み替えるものとする。

前条第七項の規定は、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項第二号に掲げる額」とあるのは「第一條の十一」の二第

のは「同条第三項」と、「第三項第三号」とあるのは「同条第二項第三号」と、「第二項第一号又は」とあるのは「同条第二項第一号又は」と読み替えるものとする。

第一項の規定又は第二項の規定の適用を受ける

年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺

（扶養年金を受ける妻子又は孫が七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合

において、第一項の十一の「第六項中第一項」とあるのは、「第一項中「旧法の規定によ

「遺族年金に相当する年金」とあるのを「職年金又は障害遺族年金」と、「同条第一項」

とあるのを第一條の十一第一項と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について

第三条の十の二の次に次の二条を加える。

額の改定(一) (昭和五十三年度における旧法による年金の

三条の十一 第一条の十一の規定は前二条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の

規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の十一の規

準用する。
定は、前二条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ

四十二条第一項若しくは施行法第一条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、当該年金の改定年金額は、改定前の年金額の計算の基礎となつている組合員期間に基づいて算定するものとし、当該年金の給付事由が生じた日（廃疾年金につてはこれを受ける者が退職をした日とし、遺族年金についてはこれを受ける者に係る組合員が退職をした日とする）以後にその額の算定に関する規定の改正が行われ、その改正後の規定が当該年金の額の算定については適用されないととなつているときは、当該規定について、当該給付事由が生じた日において施行されたいた規定を適用して算定するものとする。

その改定年金額の算定の基礎となつた新法
第四十二条第二項若しくは施行法第二条第
一項第十九号又は同項第十七号若しくは第
十八号に規定する俸給年額若しくは新法の
俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧
法の俸給年額とみなされた額に「一〇七を
乗じて得た額に千三百円を加えた額(当該
俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給
法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみ
なされた額が四百十九万八千五百七十二円
以上であるときは、その額に二十九万五千
二百円を加えた額)

者に係る年金 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で定めるもの適用があつた場合には、その適用がなしたものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは得た額に三百円を加えた額(当該新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額)

2

次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額(遺族年金)

について、その額につき新法第八十八条の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金限に達しているものに係る年金 六十二万二千円
ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金限に達しているものに係る年金 六万六千五百円
ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 三十二万円
一 麻疾年金 次のイからハまでに掲げる年

金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 遺族年金(新法第九十二条の二)の規定の適用を受ける遺族年金を除く)第四項、第七項及び第九項において同じ)次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受けれる年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金限に達しているもの三十三万七千九百円
ロ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受けれる年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く)二十五万三千四百円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く)二万四千円

二 遺族である子一人以上を有する場合 六千円

一、遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二、遺族である子一人以上を有する場合 六千円

三、六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く)二万四千円

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

5 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻である子を有する六十歳未満の妻が受けれる年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの十八万円

三、六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受けれる年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの十八万円

4 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受けれる者が妻である場合には、次の各号のいずれかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第四条の九第三項ただし書の規定を準用する。

一、遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二、遺族である子一人以上を有する場合 六千円

三、六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く)二万四千円

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が六十歳に達したとき(遺族である子を有しない者である場合においては、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

7 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

8 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受けれる者が妻である場合には、次の各号のいずれかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第四条の九第三項ただし書の規定を準用する。

一、遺族である子一人を有する場合 四万八千円

万円

木 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受けれる年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金限に達しているものに係る年金

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第四条の九第三項ただし書の規定を準用する。

一、遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二、遺族である子一人以上を有する場合 六千円

三、六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く)二万四千円

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が六十歳に達したとき(遺族である子を有しない者である場合においては、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

5 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻である子を有する六十歳未満の妻が受けれる年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの十八万円

三、六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受けれる年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの十八万円

4 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受けれる者が妻である場合には、次の各号のいずれかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第四条の九第三項ただし書の規定を準用する。

一、遺族である子一人を有する場合 四万八千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七

万二千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 三万六千円

9 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後第七項の規定に準じてその額を改定する。

10 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第八項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

11 前各項の規定は、昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

12 昭和五十二年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金(新法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。)で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

13 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

14 第五条の十第五項、第六条の五第五項、第九条の二第五項、第八条の三第五項、第九条の二第五項又は前条第六項の規定の適用を受

ける年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、第一項から第十項まで及び前項の規定を、第一項から第十項まで及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十五条の次に次の二条を加える。

(昭和五十三年度における通算退職年金及び通算遺族年金の改定)

第十五条の二 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第四項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による通算退職年金(第三項において「昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金」という。)で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

11 前各項の規定は、昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

12 第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十三年四月分」と、「前項第一号」とあるのは「第十五条の二第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十五条の二第一項」と、「昭和五十一年改正前の新法別表第二」の二とあるのは「新法別表第二の二(昭和五十二年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十一年改正前の新法別表第二の二)と、同条第三項中「第二項」とあるのは「第十五条の二第一項及び同条第二項において読み替えたられた前項」と読み替えるものとする。

イ 昭和五十一年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金(当該通算退職年金に係る第十一条の五第一項第二号、第十二条の四第一項第二号、第十三条の三第一項第二号、第十四条の二第一項第二号又は前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二乗じて得た額に一・〇七を乗じこれに一千三百円を加えた額)その乗じて得た額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千一百円を加えた額とし、四百五十六万円を限度とする。)を一二で除して得た額

ロ 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているもの

年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じて得

れに千三百円を加えた額(その乗じて得た額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千一百円を加えた額)を一二で除して得た額に改定する。

4 第十一条の五第四項、第十二条の四第四項、第十三条の三第四項、第十四条の二第四項又是前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

5 第十六条中「第一条の十の二」を「第一条の十一の二」に、「第二条の十の二」を「第二条の十一の二」に、「第二条の十の二」を「第二条の十一の二」に、「第三条の十の二」を「第三条の十一の二」に、「第十条」を「第十条の二」に改める。

6 第十七条中「第十五条」を「第十五条の二」に、「第十五条の二」を「第三条の十一の二」に改める。

7 第十八条中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

8 別表第一の十三の次に次の二表を加える。

別表第一の十四(第一条の十一、第二条の十一関係)

3 昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職

別表第一の十三の仮定俸給

	仮定俸給
五九、四四〇円	六三、七一〇円
六一、八九〇	六六、三三〇
六三、四一〇	六七、九六〇
六四、九四〇	六九、六〇〇
六六、六八〇	七一、四五〇
六九、一三〇	七四、〇八〇
七一、二五〇	七六、三五〇
七三、二三〇	七八、四六〇
七八、四六〇	〇三〇

七八、八〇、	八六、八〇、	八三、三六〇	〇四〇
九一、九四、	九九、九〇、	五一〇	五四〇
九〇、八〇〇	九〇、九三〇	四三〇	四三〇
八八、八〇〇	八〇、九〇〇	四〇〇	四〇〇
八六、六八〇	九〇、九〇〇	二〇〇	二〇〇
八三、三六〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七八、七〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七七、七〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七六、七〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七五、七〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七四、七〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七三、七〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七二、七〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七一、七〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七〇、七〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇

八六、八〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
八五、九〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
八四、九〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
八三、三〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
八二、二〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
八一、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
八〇、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七九、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七八、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七七、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七六、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七五、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七四、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七三、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七二、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七一、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇
七〇、一〇〇	九〇、九〇〇	一〇〇	一〇〇

別表第一の十四の下欄に掲げる仮定俸給	備考	別表第三の十三の次に次の二表を加える。	
		別表第三の十四(第二条の十一関係)	別表第一の十四の下欄に掲げる仮定俸給
二六九、四二〇円以上のもの	年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十三の仮定俸給の額が四一七、〇〇〇円とされる場合においては、その額に二四一、六〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とす。	三〇二、三二〇	三〇二、三二〇
二四八、四八〇円を超えて二六九、四二〇円未満のもの		三一〇、七七〇	三一〇、四三〇
二三七、九三〇円を超えて二四八、四八〇円以下のもの		三一七、〇〇〇	三一七、〇〇〇
二三九、五九〇円を超えて三七、九三〇円以下のもの		三五八、六三〇	三五八、九三〇
二六一、一二〇円を超えて三九、五九〇円以下のもの		三七一、〇〇〇	三七一、六〇〇
二五三、五一〇円を超えて六一、一二〇円以下のもの		三六四、九六〇	三六四、九六〇
二三八、一六〇円を超えて五三、五一〇円以下のもの		三七八、〇三〇	三七八、〇三〇
二一二、四七〇円を超えて三八、一六〇円以下のもの		三九一、〇〇〇	三九一、〇〇〇
二〇八、一〇〇円を超えて一一、四七〇円以下のもの		四〇三、九九〇	四〇三、九九〇
一〇〇、九〇〇円を超えて一〇八、一〇〇円以下のもの		四一七、〇〇〇	四一七、〇〇〇
九八、〇六〇円を超えて一〇〇、九〇〇円以下のもの		四二〇、四二〇	四二〇、四二〇
九五、一三〇円を超えて九八、〇六〇円以下のもの		四二五、六〇〇	四二五、六〇〇
六九、六〇〇円を超えて七一、四五〇円以下のもの		四三五、五六〇	四三五、五六〇
七四、〇八〇円を超えて八三、六二〇円以下のもの		四四一、五六〇	四四一、五六〇
七一、四五〇円を超えて七八、〇八〇円以下のもの		四五二、五六〇	四五二、五六〇
六〇〇円を超えて七一、四五〇円以下のもの		四五三、五六〇	四五三、五六〇

率	割	割	割
二三・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二四・五	八割	八割	八割
二五・二	七割	七割	七割
二六・一	六割	六割	六割
二五・五	五割	五割	五割
二四・四	四割	四割	四割
二九・二	三割	三割	三割
二九・九	二割	二割	二割
三一・三	一割	一割	一割
三一・九	九割	九割	九割

六七、九六〇円を超えて六九、六〇〇円以下のもの
六六、三三〇円を超えて六七、九六〇円以下のもの
六三、七一〇円を超えて六六、三三〇円以下のもの
六三、七一〇円のもの

六七、九六〇円を超えて六九、六〇〇円以下のもの
六六、三三〇円を超えて六七、九六〇円以下のもの
六三、七一〇円を超えて六六、三三〇円以下のもの
六三、七一〇円のもの

別表第四の十四の次に次の二表を加える。
別表第四の十五(第一条の十一関係)

障害の等級	年	金額
一	二、九三二、〇〇〇円	
二	二、四〇〇、〇〇〇円	
三	一、九二九、〇〇〇円	
四	一、四八一、〇〇〇円	
五	一、一五一、〇〇〇円	
六	八九九、〇〇〇円	

備考
第四の備考の中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、四八一、〇〇〇円」として、別表
〇〇円」とあるのは「一、五三一、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十六(第二条の十一の二関係)

障害の等級	年	金額
一	二、九九二、〇〇〇円	
二	二、四六〇、〇〇〇円	
三	一、九八九、〇〇〇円	
四	一、五三二、〇〇〇円	
五	一、二〇一、〇〇〇円	
六	九四九、〇〇〇円	

備考
別表第四の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表

備考
第四の備考の中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五三一、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正す
る。

第八十八条の五第一項中「三万六千円」を「四
万八千円」に、「六万円」を「七万二千円」に、「二
五百二十四条の三第六項第二号中「復帰組合
員が」の下に「公務傷病によらないで」を加え

万四千円」を「三万六千円」に改める。
第一百条第三項中「三十六万円」を「三十八万
円」に改める。

る。

附則第三条の二中「四年」を「六年」に改める。

附則第十三条の二第三項第一号中及び第三
号「から第四号まで」に改め、同条第四項中
「第七十六条の二第二項において準用する場
合を含む。」を削る。

附則第十四条の二中「四年」を「六年」に改
め、「第十二条第二項中「五年」を「十三年」に改
め、「三百分の一」の下に「に相当する金額」を

加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第
三項とし、同条第五項中「第七項」を「第五項」に
改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削
り、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、
同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六
項とする。

第三十一条第二項中「五年」を「十三年」に改
め、「三百分の一」の下に「に相当する金額」を

加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第
三項とし、同条第五項中「第七項」を「第五項」に
改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削
り、「第二項(第二号を除く。)又は前項」を「同項
(第二号を除く。)に改め、同項を同条第三項と
し、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項
中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第五
項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第
八項を削り、同条第九項中「第五項」を「第四項
に改め、同項を同条第七項とする。

第二十二条第二項中「五年」を「十三年」に改
め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三
項とし、同条第五項中「第十一条第六項」を「第
十一条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、
同項の次に次の二項を加える。

第二十二条第一項第一号中「第五項」を「第四
項」に改め、同項第二号中「若しくは第三項」を
削る。

第二十二条第二項中「五年」を「十三年」に改
め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三
項とし、同条第五項中「第十一条第六項」を「第
十一条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、
同項の規定による廃疾年金を受ける者に

あつては、同項の規定により算定した金額」を
加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第
十一条第五項」を「第十一条第四項」に、「同条第
五項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第四
項とし、同条第六項中「こえる」を「超える」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条

一条第六項中「第二項各号」とあるのは「第二
十二条第二項の規定により読み替えて適用さ
れる同条第一項各号」と、同条第七項中「第四
項」とあるのは「第二十二条第三項」と読み替
えるものとする。

第二十二条第六項を削る。

第三十一条第二項中「五年」を「十三年」に改
め、「三百分の一」の下に「に相当する金額」を

加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第
三項とし、同条第五項中「第七項」を「第五項」に
改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削
り、「第二項(第二号を除く。)又は前項」を「同項
(第二号を除く。)に改め、同項を同条第三項と
し、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項
中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第五
項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第
八項を削り、同条第九項中「第五項」を「第四項
に改め、同項を同条第七項とする。

第三十二条の二中「第四項」を「第三項」に
改め、「又是前項」を「及び前項」に改める。

第三十三条规定第一項第一号中「ない場合」の下
に「又は扶養連族が一人である場合」を加え、
「五十五歳」に、「又是前項」を「及び前項」に改める。

第三十二条の三第二項中「六十歳」を「五十五
歳」に、「又是前項」を「及び前項」に改める。

第三十二条の三第二項中「六十五万六千円」に
改め、同号を同項第二号とし、「七十二万円」を「八十五万一千円」に改め、同項を同項第二号
とし、「七十二万円」を「八十五万一千円」とあり、「七
十三万二千円」とあり、及び「七十五万六千円」
を「八十五万五千円」とあり、及び「八十七万六
千円」に、「六十九万六千円」を「八十万四千円」
に改め、同条第二項中「一万六千四百円」を「一
万七千六百円」に改める。

第四十五条第二項中「五年」を「十三年」に改
め、同条第三項を削り、同条第四項中「算定した
金額」の下に「前項の規定の適用を受ける者に
あつては、同項の規定により算定した金額」を

加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第
十一条第五項」を「第十一条第四項」に、「同条第
五項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第四
項とし、同条第六項中「こえる」を「超える」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条

第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中

第五項において準用する第十一条第五項」を
第四項において準用する第十一条第四項」に
改め、同項を同条第七項とする。

第四十五条の二の二中「第五項」を「第四項」
に改める。

第四十六条第一項中「及び第三項」を削り、
同条第四項を「同条第三項」に改める。

第四十八条中「同条第三項中「同項各号」と
あるのは「同項第一号」とを削り、「同条第四
項」を「同条第三項」に改める。

第四十八条の二第一項中「第四項及び第六
項」を「第三項及び第五項」に、「並びに前条」を
「前条」に、「から第四項まで及び同条第五項か
ら第八項まで」を「及び第三項並びに同条第四
項から第六項まで」に改める。

別表中「一、四八五、四〇〇円」を「一、七二二、
四〇〇円」に、「一、六二八、四〇〇円」を「一、
七九三、四〇〇円」に、「一、〇八五、四〇〇円」
を「一、一一一、四〇〇円」に改め、同表の備考
二中「十二万円」を「十五万円」に改め、同表の備
考三中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万
六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千
円」を「六万円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のた
めの特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者
のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百
五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「第二条の十の二」を
「第二条の十一の二」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から
施行する。ただし、第二条中国家公務員共済組
合法第八十八条の五第一項の改正規定及び第三
条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する
施行法の改正規定(同法第三十二条及び別表の
改正規定を除く)並びに次条及び附則第四条

の規定は、同年六月一日から施行する。
(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員
共済組合法次条において「改正後の法」とい
う。第八十八条の五第一項の規定は、昭和五十
三年五月三十日以前に給付事由が生じた給付
についても、同年六月分以後適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第三条 改正後の法第一百零三条の規定は、昭和
五十三年四月分以後の掛金の標準となる俸給に
ついて適用し、同年三月分以前の掛金の標準と
なる俸給については、なお従前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員
共済組合法の長期給付に関する施行法(次条に
おいて「改正後の施行法」という。)第七条第一
項第一号、第十一條第二項から第七項まで、第
十二条第一項第一号及び第二号、第二十二条第
二項から第五項まで、第三十二条第二項から第
六項まで、第三十三条の二、第四十五条第二項
から第七項まで、第四十五条の二の二、第四十
六条第一項、第四十八条及びに第四十八条の二
第一項の規定は、昭和五十三年五月三十日以
前に給付事由が生じた給付についても、同年六
月分以後適用する。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の
最低保障等に関する経過措置)

第五条 改正後の施行法第三十二条及び別表の規
定は、この法律の施行の日(以下「施行日」とい
う)前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾
年金についても、昭和五十三年四月分以後適用
する。

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生
じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施
行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合
には、同年四月分及び同年五月分の年金につい
ては、同条中「八十五万一千円」とあるのは「七
十七万円(扶養遺族が一人である場合は、七十
八万二千円」と「八十七万六千円」とあるのは

「八十万六千円」と、「八十万四千円」とあるのは
「七十四万六千円」と、同表中二、七二二、四〇
〇円とあるのは「一、六六二、四〇〇円」と、
「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四二、
四〇〇円」と、「一、一一一、四〇〇円」とあるの
は「一、一六一、四〇〇円」と、同表の備考二中
「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

第六条 組合員又は国家公務員共済組合法の長期
給付に関する施行法(以下「施行法」という。)第
二条第一項第七号に規定する更新組合員(施行
法第四十一条第一項各号に掲げる者及び施行法
第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を
含む。)が施行日以後に退職し、又は死亡した場
合において、これらの者又はその遺族に係る国
家公務員共済組合法(以下「法」という。)の規定
による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(施行
法の規定によりこれらの年金とみなされる年金
を含む。以下同じ。)で次の各号に掲げるものに
ついては、その額(遺族年金については、その額
につき法第八十八条の五(施行法において準用
する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用があ
る場合には、その額から同条の規定により加算
されるべき額に相当する額を控除した額)が、
当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の
間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額
とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイから
ハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲
げる年金の区分に応じそれぞれイからハまで
に掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職
年金の額の計算の基礎となつた組合員期間

(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

以上の中の者で実在職の期間が九年未
満のものに係る年金 三十一万円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハま
でに掲げる年金の区分に応じそれぞれイから
ハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年
未満のものに係る年金 三十一万円

三 法の規定による遺族年金(法第九十二条の
二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第
二項、第六項及び第八項において同じ。)次の
イからハまでに掲げる年金の区分に応じそれ
ぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有す
る六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定
による遺族年金の額の計算の基礎となつた
組合員期間のうち実在職した期間(以下こ
の号において「実在職の期間」という。)が

退職年金の最短年金年限に達しているもの
三十三万七千九百円

四 六十歳以上の者及び遺族である子を有す
る六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の
期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を
除く。)二十五万三千四百円

五 六十歳以上の者及び遺族である子を有す
る六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の
期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を
除く。)二十九万一千円

以上のものに係る年金(イに掲げる年金を
除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の
期間が退職年金の最短年金年限に達してい
るものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年
未満のものに係る年金 三十一万円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハま
でに掲げる年金の区分に応じそれぞれイから
ハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年
未満のものに係る年金 三十一万円

三 法の規定による遺族年金(法第九十二条の
二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第
二項、第六項及び第八項において同じ。)次の
イからハまでに掲げる年金の区分に応じそれ
ぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有す
る六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定
による遺族年金の額の計算の基礎となつた
組合員期間のうち実在職した期間(以下こ
の号において「実在職の期間」という。)が

退職年金の最短年金年限に達しているもの
三十三万七千九百円

四 六十歳以上の者及び遺族である子を有す
る六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の
期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を
除く。)二十五万三千四百円

五 六十歳以上の者及び遺族である子を有す
る六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の
期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を
除く。)二十九万一千円

若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に關する機密の事項に接し、そのためには職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員」に改める。

第五十三条第六項中「次項」を「第八項」に、「こえない」を「超えない」に、「行なわなければ」を行わなければ」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 前項の規定による登録の取消しは、当該部分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該处分の取消しの訴えの提起があるときは、当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
この法律の施行の日前になされた国家公務員法第十八条の三第六項（裁判所職員臨時措置法（昭和一十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消しの効力については、なお從前の例による。

2 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案
職員団体等に対する法人格の付与に関する法律

（目的）この法律は、職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、職員団体等に法律上の能力を与えることを目的とする。

（定義）この法律において、「職員団体等」とは、

国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。

2 この法律において、「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十一号）裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）にいう職員団体（国家公務員法第二百八条の三の規定により登録されているものを除く。）をいう。

3 この法律において、「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）にいう職員団体（同法第五十三条の規定により登録されているものを除く。）をいう。

4 この法律において、「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体の連合団体（国家公務員団体であるものを除く。）

二 國家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員（中国家公務員法第二八条の二第一項の職員以下「非現業の一般職の國家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めて登記することによつて法人となる。

（法人格の取得等）職員団体等は、その主たる事務所の所在地において登記する。

（登記）この法律において、「職員団体等」とは、

の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（認証の申請）

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令（第九条第一号又は第五号の職員団体等に係る事項については人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則とする。以下同じ。）で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げられた要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。

一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
イ 名称
ロ 目的及び業務
ハ 主たる事務所の所在地
ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項
ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項
ヘ 理事その他の役員に関する事項
ト 業務執行、会議及び投票に関する事項
チ リ 規約の変更に関する事項
ヌ 解散に関する事項

（認証の拒否）

第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該職員団体等が、第八条の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならない。

（規約の変更の届出）

第七条 職員団体等は、第五条の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、命令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

（認証の取消し）

第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二 混合連合団体の構成員の総員中非現業の一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び

参加する機会を有する地域若しくは職域ごとに又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直

接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続が定められていることをもつて足りる。

（会計報告）

三 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士（外國公認会計士を含む。）若しくは監査法人又は信託業法（大正十一年法律第六十五号）第五条第一項第六号の業務を営む信託会社の監査証明とともに少なくとも毎年一回構成員に公表されることとされていることをもつて足りる。

（議員の選挙）議員の選挙については、投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續が定められていることをもつて足りる。

非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。

三 規約に構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなつたときを含む)。

四 その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。

五 規約が第五条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。

六 当該職員団体等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

七 前二号の混合連合団体以外の混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員法にいう職員団体を含むもの(次号の混合連合団体を除く)。

八 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数以上である混合連合団体で、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混

合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員法にいう職員団体を含むもの(次号の混合連合団体を除く)。

九 人事院

十 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所職員の数が非現業の一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法にいう職員団体を含むもの(これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員法にいう職員団体を含み、かつ、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるものを除く)。

十一 最高裁判所

十二 第十二条 第三条第一項の法人である職員団体等(以下この条において「この法律による法人」という。)が国家公務員法第百八条の三、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第一百八条の三又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人は、その登録の日において、国家公務員法第百八条の四の法人、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第百八条の四の法人又は地方公務員法第五十四条の法人(以下この条において「国家公務員法等による法人」という。)となる。

十三 第十二条 第二十五条第一項第二号中「地方公務員の团体」の下に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第二百一十六号)」(第三条第一項の規定に基づく「団体」)を加える。

十四 第二十五条第一項第三号中「基く」を「基づく」に改め、「地方公務員の団体」の下に「並びに職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく法人たる職員団体等」を加える。

十五 第二百四十九条第一項第二号中「地方公務員の団体」の下に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(第三百四十八条第四項中「地方公務員の団体」の下に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等」を加える)。

十六 第二百四十九条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出」と、同法とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第二百一十六号)」(第三条第一項の規定に基づく「団体」)を加える。

十七 第三百四十九条第一項第四号中「法人ト為ル旨ノ申出」と、同法とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第二百一十六号)」(第三条第一項の規定に基づく「団体」)を加える。

十八 第二百四十九条第一項第四号中「所得税法(一部改正)」の一部を次のように改正する。

十九 第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる機関とする。

二十 非現業の一般職の国家公務員が組織する國家公務員職員団体 人事院

二十一 裁判所職員が組織する国家公務員職員団体 最高裁判所

別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のよう加える。

職員団体等(法人であるものに限る。)	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第○号)
--------------------	------------------------------------

(法人税法の一部改正)

4 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のよう改する。

別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のよう加える。

職員団体等(法人であるものに限る。)	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第○号)
--------------------	------------------------------------

二月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

題(第二〇七八号)(第二一〇九号)(第二一一〇号)

第二〇七八号 昭和五十三年二月十五日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都足立区柳原一ノ二七ノ五

柳原病院内 森藤相子外五十九名

紹介議員 山中 郁子君

戦争中、第一線で働いた救護看護婦を恩給法適用の対象とされたい。

理由

私達は、戦争中、救護看護婦として赤十字精神のもとに召集を受け、日本陸海軍病院に配属され、医療從事中敗戦となり、外地に長期抑留された。若い働き盛りを戦争の犠牲となり、皆五十歳を超えた老後の不安が募つてゐる。他の軍人軍属は、恩給の対象となつてゐるが、救護看護婦だけが対象外になつてゐるのは納得できない。救護看護婦でも内地勤務のものは、終戦後直ちに公務員として待遇されたと聞いてゐるが、外地にいた者だけ放置されているのは全く理解できない。

第二一〇九号 昭和五十三年二月十六日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 香川県高松市大工町二ノ二二

青木ハルエ外七十四名 紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二一〇号 昭和五十三年二月十六日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 香川県高松市六条町四二一六ノ一 釜野幸子外六十五名

紹介議員 稲谷 照美君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月九日)

一、環境庁設置法の一部を改正する法律案

環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のよう改する。

第五条第三項中「国立公害研究所」の下に「、国

立水俣病研究センター」を加える。

第五条の二第二項中「並びに」の下に「国立水俣病研究センターに関する事務並びに」を加える。

第八条中「国立公害研究所」を「国立水俣病研究セ

ンター」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の附属機関(公害健康被害補償不服審査会を除く。)の位置及び内部組織は、総理府令で

定める。

第九条第一項中「掲げる事務」の下に「(国立水俣病研究センターの所掌に属するものを除く。)」を加え、「行なう」を行なうに改め、同条第二項中「行なう」を行なうに改め、同条第三項を削る。

第九条の次に次の二条を加える。

(国立水俣病研究センター)

第九条の二 国立水俣病研究センターは、第四条第三十一号に規定する事務のうち、水俣病に関する医学的調査及び研究をつかさどる機関とする。

第十条第二項を削る。

附 則

この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

昭和五十三年三月八日印刷

昭和五十三年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局